

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

訓令
政策調整会議運営規程の一部を改正する訓令 四

告示
県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害に係る年金たる補償及び休業補償の補償基礎額の限度額を定める規程の一部を改正する規程 四

公告
公印を改刻しその使用を開始する件 四
保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件 四
保安林の指定施業要件を変更する予定である件 四
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件 四

訓 令

福島県訓令第十二号

本庁機関
出先機関

政策調整会議運営規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年九月二十四日

政策調整会議運営規程の一部を改正する訓令

政策調整会議運営規程（昭和五十三年福島県訓令第六号）の一部を次のように改正する。

第五条第四項中「知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則（平成二十年福島県規則第十三号）に規定する順序に従い」を削る。

附 則

この訓令は、平成二十六年九月二十四日から施行する。

告 示

福島県告示第五百六十九号

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害に係る年金たる補償及び休業補償の補償基礎額の限度額を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十六年九月二十四日

福島県知事 佐藤雄平

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害に係る年金たる補償及び休業補償の補償基礎額の限度額を定める規程の一部を改正する規程

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害に係る年金たる補償及び休業補償の補償基礎額の限度額を定める規程（平成二年福島県告示第千三百九十五号）の一部を次のように改正する。

本則の表二十歳未満の項中「四、五〇三円」を「四、三〇八円」に、「二、九三五円」を「一、三、〇四〇円」に改め、同表二十歳以上二十五歳未満の項中「五、〇〇七円」を「五、〇二四円」に、「二、九三五円」を「一、三、〇四〇円」に改め、同表二十五歳以上三十歳未満の項中「五、六一八円」を「五、六一一円」に、「一、三、六三四円」を「一、三、四四七円」に改め、同表三十歳以上三十五歳未満の項中「六、一一二円」を「六、一〇四円」に、「一、六、一三〇円」を「一、六、二八一円」に改め、同表三十五歳以上四十歳未満の項中「六、五二七円」を「六、五二四円」に、「一、八、五三五円」を「一、八、八三四円」に改め、同表四十歳以上四十五歳未満の項中「三、七四一円」を「三、六〇一円」に、「二、九一一円」を「二、七八四円」に改め、同表四十五歳以上五十歳未満の項中「六、八六一円」を「五、七〇八円」に、「二、四、四五五円」を「二、四、五三二円」に改め、同表五十歳以上五十五歳未満の項中「六、四七九円」を「六、三七五円」に、「二、四、九九五円」を「二、五、三七六円」に改め、同表五十五歳以上六十歳未満の項中「五、八一四円」を「五、九二二円」に、「二、三、一七一円」を「二、四、一四円」に改め、同表六十歳以上六十五歳未満の項中「四、六八三円」を「四、七三三円」に、「一、九、八一六円」を「一、九、一六七円」に改め、同表六十五歳以上七十歳未満の項中「三、九五〇円」を「三、九三〇円」に、「一、四、三七六円」を「一、五、〇〇一円」に改め、同表七十歳以上の項中「三、九五〇円」を「三、九三〇円」に、「一、二、九三五円」を「一、三、〇四〇円」に改める。

附 則

1 この規程は、公布の日から施行する。
2 この規程（本則の表二十歳未満の項中「二、九三五円」を「一、三、〇四〇円」に改める部分、同表二十歳以上二十五歳未満の項中「一、二、九三五円」を「一、三、〇四〇円」に改める部分、同表三十歳以上三十五歳未満の項中「一、六、一三〇円」を「一、六、二八一円」に改める部分、同表三十五歳以上四十歳未満の項中「一、八、五三五円」

（企画調整課）

を「一八、八三四円」に改める部分、同表四十五歳以上五十歳未満の項中「二四、四五五円」を「二四、五三二円」に改める部分、同表五十歳以上五十五歳未満の項中「二四、九九五円」を「二五、三七六円」に改める部分、五十五歳以上六十歳未満の項中「二三、一七二円」を「二四、一一四円」に改める部分、六十五歳以上七十歳未満の項中「一四、三七六円」を「一五、〇〇一円」に改める部分及び七十歳以上の項中「一二、九三五円」を「一三、〇四〇円」に改める部分に限る。）による改正後の県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害に係る年金たる補償及び休業補償の補償基礎額の限度額を定める規程の規定は、平成二十六年四月一日以後の期間に係る年金たる補償及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償の補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

(職員業務課福利厚生室)

福島県告示第五百七十号

公印を次のように改刻し、平成二十六年十月一日その使用を開始する。

平成二十六年九月二十四日

職印

福島県知事 佐藤雄平

番号	10の7	公印の名称	福島県知事印(福島県いわき建設事務所)
印影		公印管理者	福島県いわき建設事務所 所長
番号	20	公印の名称	福島県いわき建設事務所 所長印
印影		公印管理者	福島県いわき建設事務所 所長

23

福島県現金出納員印(福島県総合療育センター用)



福島県総合療育センターの福島県現金出納員

(文書法務課)

福島県告示第五百七十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十六年九月二十四日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 解除予定保安林の所在場所
いわき市田人町旅人字井戸沢二二七の二二七
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため

(森林保全課)

福島県告示第五百七十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十六年九月二十四日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
いわき市久之浜町末続字館四四の一、五九、六〇の一、六一の一、六二、六六、字下長沢七四の一、七五、七六、字花立一五から二一まで、二三の三、二八の二、二九、三四、字塩民九六、九七、久之浜町金ヶ沢字敷下二九、三〇、三一の一、三二の二、字明不作三三、字坂下六四
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法

- (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字館四四の一、五九、六〇の一、六一の一、六二、六六、字下長沢七四の一、七五、七六、字花立一五から二一まで、二二の三、二八の二、二九、三四、字塩民九六、九七、字藪下二九、三〇、三一の一、三二の二、三三の二、字明不作三三、字坂下六四（次の図に示す部分に限る。）
- (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。
- 二一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 いわき市久之浜町末続字戸ノ内一〇八の一、久之浜町久之浜字館ノ山四の一三、五の一
- 2 保安林として指定された目的
 土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 (一) 立木の伐採の方法
 (1) 主伐は、択伐による。
 (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。)
 (森林保全課)

公 告

公告第二百六十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十六年九月二十四日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 申請のあった年月日
 平成二十六年九月一日
- 二 名称

- (新) 認定特定非営利活動法人ふくしま成年後見センター
 (旧) 特定非営利活動法人ふくしま成年後見センター
 代表者の氏名
 中島 靖治
 國井 輝夫
- 四 主たる事務所の所在地
 福島県福島市五老内町六番四号
- 五 定款に記載された目的
 この法人は、福島県民に対して、他の特定非営利活動法人、地域社会活動団体等と連携して、成年後見制度の普及及び啓発、成年後見人候補者等の推薦、受任活動及び相互支援、成年後見に係る事例検討及び課題研究、成年後見、相続等の利用に係る相談及び支援並びに任意後見本人、高齢者等の見守り、生きがい支援を通じた成年後見制度等権利擁護に関する事業を行い、高齢者・障害者等の誰もが共に生きることのできる社会の実現に寄与することを目的とする。
- (文化振興課)